鳥取県告示第 402 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福	指定に係る障害福祉	障害福祉サ	
		祉サービス事業を	サービス事業を行う	ービスの種	変更年月日
	切別住地	行う事業所の名称	事業所の所在地	類	
株式会社ニチ	東京都千代田	ニチイケアセンタ	倉吉市東巌城120-1	居宅介護、重	平成19年4月
イ学館	区神田駿河台	一倉吉		度訪問介護	1 日
	二丁目 9				
11	"	ニチイケアセンタ	東伯郡北栄町西園	II.	,,
		一大栄	506-1		"